社 会 福 祉 法 人 常 新 会 定 款

第 1 章　　総 則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(ｲ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(ｲ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ﾛ) 老人デイサービス事業の経営

(ﾊ) 老人短期入所事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人常新会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を広島県福山市曙町三丁目１７番５号に置く。

第 2 章　　評 議 員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）
第７条　社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のいずれか１人及びその親族その他の特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を越えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第９条　評議員は無報酬とする。

第３章　評議員会

（構成）
第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　予算及び事業計画の承認
(5)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(6)　予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
(7)　定款の変更
(8)　残余財産の処分
(9)　基本財産の処分
(10)　社会福祉充実計画の承認
(11)　公益事業に関する重要な事項
(12)　解散
(13)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、３月及び必要がある場合に開催する。

（招集）
第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）
第１４条　評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（決議）
第１５条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　定款の変更
(3)　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１７条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第１６条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した評議員のうちから選出された評議員２名が、前項の議事録に署名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）
第１７条　この法人には、次の役員を置く。
(1)　理事　　６名
(2)　監事　　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。

（役員の選任）

第１８条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第１９条　社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のいずれか１人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を越えて含まれることになってはならない。

２　社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第２０条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２１条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２２条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

３　理事又は監事は、第１７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２３条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２４条　理事及び監事は無報酬とする。

（職員）
第２５条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）
第２６条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２７条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長の選定及び解職

（招集）
第２８条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第２９条　理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

（決議）
第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）
第３１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）
第３２条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。
２　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第４１条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３３条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、福山市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福山市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３４条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３５条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３６条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３７条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３８条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３９条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員の承認を受けなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第４０条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）

第４１条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援事業の経営

（２）認可外保育施設の経営

（３）小規模型事業所内保育事業の経営

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員の承認を受けなければならない。

第８章　解散

（解散）

第４２条　この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４３条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章　定 款 の 変 更

（定款の変更）

第４４条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福山市長の認可（社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福山市長に届け出なければならない。

第 10 章　公 告 の 方 法 そ の 他

（公告の方法）

第４５条　この法人の公告は、社会福祉法人常新会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４６条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則　（１９９９年　３月２５日設立）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理　事　長	安　原	耕一郎
理　　事	小　林	総
理　　事	森　本	幸　市
理　　事	藤　井	孝　彦
理　　事	小　畠	卓　治
理　　事	徳　永	清
理　　事	橋　本	貞　夫
理　　事	高　橋	秀　次
理　　事	寺　澤	隆　明
理　　事	安　田	睦　夫
理　　事	安　原	恵理子
監　　事	志　田	良　人
監　　事	小　西	直　人

①附　　則　（２００１年　３月２３日福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
②附　　則　（２００２年　８月１９日福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
③附　　則　（２００３年　８月２９日福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
④附　　則　（２００５年　６月２４日福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
⑤附　　則　（２００６年１０月１３日福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
⑥附　　則　（２００７年　３月２３日福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
⑦附　　則　（２０１１年　３月２５日福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
⑧附　　則　（２０１４年　３月１７日福山市長認可）
１．この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
２．この定款の変更に伴なう評議員の任期については、第１７条の規定にかかわらず、２０１５年３月２５日までとする。
⑨附　　則　（２０１５年　４月　１日福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
⑩附　　則　（２０１７年　３月１３日福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の認可日にかかわらず、社会福祉法附則第７条第２項の規定により、２０１７年４月１日から施行する。

別　　表

1．基 本 財 産

土　　地

所　在　地	地　目	面　積 (㎡)
広島県福山市曙町３丁目１９１番２	雑種地	５８８
広島県福山市曙町３丁目１９１番３	宅　地	３９７．６２
広島県福山市曙町３丁目１９１番６	宅　地	３２．１０
広島県福山市曙町３丁目１９１番７	宅　地	１３８．３９
合　　計		１１５６．１１

所　在　地	地　目	面　積 (㎡)
広島県御幸町大字下岩成字平柳６４６番１	宅　地	１８３７
広島県御幸町大字下岩成字平柳６６４番４	宅　地	２２７．２７
合　　計		２０６４．２７

建　　物

建物名称	グループホームやすらぎ
所　在	広島県福山市曙町三丁目 １９１番地２、１９１番地３、 １９１番地６、１９１番地７
家屋番号	１９１番２
構　造	鉄骨造瓦葺三階建
床面積	１　階　　６５０．１６ ㎡ ２　階　　６５０．１６ ㎡ ３　階　　６５０．１６ ㎡ 計　　１９５０．４８ ㎡

建物名称	グループホーム喜望
所　在	広島県福山市御幸町大字下岩成字平柳 ６４６番地１、 ６６４番地４
家屋番号	６４６番１
構　造	鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板瓦二階建
床面積	１　階　　８７７．９８ ㎡ ２　階　　５９４．２４ ㎡ 計　　１４７２．２２ ㎡

建物名称	特別養護老人ホームぬくもり
所　　在	広島県福山市新涯町六丁目１１５番地２
家屋番号	１１５番２
構　　造	木・鉄骨造かわら・合金メッキ鋼板ぶき２階建
床面積	１　階　　１１６２．５３　㎡ ２　階　　８６８．４３　㎡ 計　　２０３０．９６　㎡